

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））支給申請書

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））増額改定整備計画（変更）書の認定を受けたいので以下のとおり申請します。

平成 年 月 日

労働局長 殿  
 事業主 住所 〒  
 又は 名称  
 代理人 氏名

印

代理人が申請する場合は、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））の支給に係る事業主（計画者）の住所、名称及び氏名の記入（押印不要）を、社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者たる社会保険労務士が申請する場合は、上欄に事業主（計画者）の記名押印等を、下欄に社会保険労務士の記名押印等をして下さい。

事業主又は  
 社会保険労務士 住所 〒  
 （提出代行者・事務代理者） 名称  
 氏名

印

事業主の主たる事業所の雇用保険適用事業所番号

- -

イ 認定年月日	平成 年 月 日	ロ 認定番号			
ハ 増額改定整備計画期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	ニ 支給申請の回数	1・2・3 年目		
ホ 本支給申請の対象となる賃金算定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	ヘ ホの中の最初の賃金支払日	平成 年 月 日		
ト 建助様式第10号ホ欄の賃金算定期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	チ 35歳未満の若年技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）	有・無		
リ 正規雇用の登録基幹技能者 3人以上いる場合は続紙へ記載	ヌ 増額改定前の単価・年間賃金 （基本給・登録基幹技能者手当）	ル 増額改定後の単価・年間賃金			
		増額改定1年目	増額改定2年目	増額改定3年目	
登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者 手当の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
-	年間賃金総額	円	円	円	円
雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円
-	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円
登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者 手当の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
-	年間賃金総額	円	円	円	円
雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円
-	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円
登録基幹技能者氏名	賃金テーブルの 基本給の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
雇用保険被保険者番号	登録基幹技能者 手当の単価 基準単価... (イ) 円	円 ... (ロ)	円 ... (ハ)	円 ... (ニ)	円 ... (ホ)
-	年間賃金総額	円	円	円	円
雇用保険適用事業所番号	うち基本給	円	円	円	円
-	うち登録基幹技能者手当	円	円	円	円

賃金テーブルの増額基準... [1年目] (ロ) (イ) × (1.03 + 1年目へ - スアップ率)、 [2年目] (ハ) (イ) × (1.06 + 1・2年目へ - スアップ率)、 [3年目] (ニ) (イ) × (1.09 + 1・2・3年目へ - スアップ率)

登録基幹技能者手当の増額基準... [1年目] (ハ) (イ) + 12,500円/月、 [2年目] (ト) (イ) + 25,000円/月、 [3年目] (フ) (イ) + 37,500円/月

申請予定額 正規雇用する登録基幹技能者の人数 \_\_\_\_\_ 人 × 10万円 = \_\_\_\_\_ 万円

国等からの助成金等の有無 有 ( ) ・ 無 過去の支給実績の有無 有 ・ 無

生産性要件に係る支給申請であるか はい ・ いいえ 申請書作成担当者 (電話番号 \_\_\_\_\_)

社会保険労務士記載欄 作成年月日、提出代行・事務代理者の表示 氏名 電話番号

処理欄 (労働局記入) 受理年月日 平成 年 月 日 支給(不支給)決定年月日 平成 年 月 日 支給(不支給)決定金額 円 支給(不支給)決定番号

備考

決裁欄 (労働局使用) 局長 部長 課長 課長補佐 係長 担当

建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））支給申請書について

**1 提出上の注意**

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、増額改定後の各年の賃金算定期間（12 か月）の末日の翌日から起算して原則 2 か月以内に、申請者の主たる事業所（通常本社）の所在地を管轄する都道府県労働局あてに提出して下さい。なお、この申請書は労働局の管轄下にある公共職業安定所（ハローワーク）に提出できる場合がありますので、労働局にお問い合わせ下さい。また、提出期間を過ぎると支給申請することができなくなりますのでご注意下さい。
- (2) 登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成）の助成額は 9 万 5 千円（生産性要件を満たした場合は 1 2 万円）です。
- (3) 申請書を提出する場合は、次の書類を添付して下さい。
  - イ 労働保険料概算・増加概算・確定保険料申告書（写）又は労働保険料等納入通知書（写）
  - ロ 建設労働者確保育成助成金（登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース（整備助成））増額改定整備計画認定通知書（建助様式第 12 号）
  - ハ 増額改定された賃金テーブルまたは登録基幹技能者手当について規定されている労働協約又は就業規則
  - ニ 増額改定した賃金テーブル及び登録基幹技能者手当の内容や適用条件等が確認できる書類（支給申請日現在で有効である給与規定、賃金テーブル、手当規程その他）
  - ホ 改定後賃金総額内訳確認票（建助様式第 19 号の 2）
  - ヘ 賃金台帳及び出勤簿等出勤状況が確認できる書類（当該支給申請に係るホの賃金算定期間の初日から末日までに係る全ての月分）
  - ト チ「35 歳未満の若年技能労働者（雇用保険一般被保険者に限る）」欄が「有」とする場合は、技能労働者であること分かる書類（作業員名簿、建設技能関連資格の免許証、建設技能関連の訓練の修了書の写し等）。「無」の場合は、整備計画書提出以降に若年技能労働者の募集または求人申込みをしたことが分かる書類
  - チ 「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、生産性要件算定シート（共通要領様式第 2 号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）等も併せて添付してください。
  - リ その他労働局長が必要と認める書類
- (4) この助成金の支給を受けるためには、以下の条件が定められています。
  - イ 増額改定後の各賃金算定期間の初日から支給申請書の提出日までの期間において、3 人を超え、かつ、雇用保険被保険者の 6 % に相当する数を超えた特定受給資格者となる離職を出した事業主でないこと。
  - ロ 登録基幹技能者のみを除外した賃金テーブルまたは登録基幹技能者の増額改定がないこと
  - ハ 過去に、本助成コースに係る助成金の支給を受けた事業主でないこと。

**2 記入上の注意**

- (1) ホ「本支給申請の対象となる賃金算定期間」については、支給申請 1 年目の場合は建助様式第 10 号ハの期間を、支給申請 2 年目の場合は建助様式第 10 号ハの期間の翌日から 12 か月経過する日までの期間を、支給申請 3 年目の場合は 2 年目の賃金算定期間の翌日から 12 か月経過する日までの期間を記入してください。
- (2) リ～ルには、建助様式第 10 号ホの初日から本様式ホの末日までの間に申請事業主が雇用している登録基幹技能者を対象とします。ただし、支給申請日において離職している場合は対象外とします（本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による場合を除く）。
- (3) ル「増額改定後の単価・年間賃金」欄については、
  - イ 改定後賃金総額内訳確認票（建助様式第 19 号の 2）に記載の「基本給」又は「登録基幹技能者手当」の「単価（円）」及び「12 か月計」の額と、「賃金総額の計」の 12 か月計の額に対応する金額を記載してください（労働協約又は就業規則に基づく給与規程や賃金テーブル、賃金台帳等で支出が確認できる金額を記載してください）。また、「賃金総額」については、当該登録基幹技能者に支払った基本給、各種手当、賞与その他賃金として支払った総額（労働保険料申告時に算定基礎としている項目と同じ）を源泉徴収する前の金額で記入してください。
  - ロ 増額改定後の単価については、「賃金テーブルの増額基準」または「登録基幹技能者手当の増額基準」以上の単価とする場合に助成対象となります。なお、「賃金テーブルの増額基準」にある「ベースアップ率」は、賃金テーブルの他の単価表の二分の一以上に増額改定があった場合を含み、増額改定された基本給単価の上昇率の和を全単価数で除して得た率（小数点第二位を切り捨て）とします。
  - ハ 増額改定後の年間賃金については、各増額改定後の「年間賃金総額」及び「うち基本給」（又は「うち登録基幹技能者手当」）が、それぞれ、又 に比して 1 年目は 15 万円以上、2 年目は 30 万円以上、3 年目は 45 万円以上（賃金テーブルを改定する場合は、さらに ルの「うち基本給」が、又 に各年の増額基準率を乗じた額以上）増加することが必要です。
- (4) この申請書の提出日において、国、特別の法律に基づいて設立された法人等からの補助金、助成金等を受給している（予定を含む。）場合は、この助成金の支給対象とならない場合があります。「国等からの助成金等の有無」欄には、受給の有無及び受給している（予定を含む。）補助金、助成金等のすべてについてその名称を記入して下さい。書ききれない場合は別紙に記入して添付して下さい。
- (5) 「生産性要件に係る支給申請であるか」欄で「はい」を選択した場合は、前記 1 (2) の「生産性要件を満たした場合」の金額での申請となります。
- (6) 「申請書作成担当者」欄には、この申請書の内容を了解している作成担当者を記入して下さい。労働局から記載内容について問い合わせることがあります。

**3 その他**

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して 5 年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。